

京都市告示第 120 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成26年5月1日から平成27年3月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者として、粗大ごみ処理手数料の徴収事務を委託します。

平成26年5月1日

京都市長 門川 大作

氏名又は名称	住 所
太秦米穀有限公司	京都市右京区太秦辻ケ本町1番地

(生活環境美化センター)